

改正

平成22年6月23日条例第21号

平成27年9月25日条例第23号

平成28年3月18日条例第1号

平成29年3月21日条例第3号

寒河江市個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用等の中止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（イに規定する個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 当該情報に次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に規定するもの（以下「個人識別符号」という。）が含まれるもの

(ア) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(イ) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(2) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8号に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記載された特定個人情報をいう。

(4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。

(5) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するにあつては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(収集の原則)

第5条 実施機関は、個人情報収集しようとするときは、収集の目的を明確にするとともに、適法かつ公正な方法によりこれを行わなければならない。

(収集の制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、本人の同意があるとき、本人の生命、身体若しくは財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき又は寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年市条例第19号）第1条の規定により設置する寒河江市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて適正な行政執行を行うために必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 犯罪の経歴に関する事項
- (3) 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が審議会の意見を聴いて、市民の基本的な人権が侵害されるおそれがあると認めた事項

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 実施機関が行う事務の性質上本人から収集したのではその目的の達成又は適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 国、他の地方公共団体その他の公共的団体から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めたとき。

2 実施機関は、前項第6号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、審議会に報告しなければならない。

3 実施機関は、第1項第8号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 法令等の規定に基づく申請、届出その他これに類する行為（以下この項において「申請行為」という。）に伴い、当該申請行為を行おうとする者又は当該申請行為を行おうとする者以外の者に係る個人情報が収集されたときは、当該個人情報は第1項の規定により収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報について、当該個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のための自らの利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外の者への個人情報（特定個人情報を除く。次項及び第5項において同じ。）の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報についての目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人へ提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。

- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 国、他の地方公共団体その他の公共的団体に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について目的外利用をすることができる。
- 4 実施機関は、前2項の規定により目的外利用又は外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定により外部提供をする場合において必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- （オンライン結合による提供の制限）
- 第9条 実施機関は、法令等に定めがある場合及び総合行政ネットワークを利用する場合等公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられている場合を除き、オンライン結合（実施機関が管理するコンピュータシステム（汎用コンピュータ、パーソナルコンピュータその他の電子的機器及びその周辺機器で構成される組織をいう。以下この条において同じ。）と実施機関以外の者が管理するコンピュータシステムとを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による個人情報の外部提供をしてはならない。
- （適正な管理）
- 第10条 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものとする。
 - (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を未然に防止すること。
- 2 実施機関は、個人情報の保有の必要がなくなったときは、当該個人情報を速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的価値があるものとして保有するものについては、この限りでない。
- 3 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者（第28条において「受託者」という。）が受託した業務を行う場合について準用する。
- （従事者の義務）
- 第11条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第4項の受託した業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- （個人情報を取り扱う事務の登録）
- 第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を検索することができるように体系的に構成した個人情報を利用する事務に限る。以下同じ。）を新たに開始しようとするときは、その事務について次に掲げる事項を個人情報登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。
- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
 - (2) 個人情報を取り扱う事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報を取り扱う事務の目的

- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
 - (1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する事務
 - (2) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを利用する事務
 - (3) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は義務上必要な連絡のために必要な個人情報のみを利用する事務
- 3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報を取り扱う事務の廃止又は変更をしようとするときは、登録簿の登録の廃止又は変更をしなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、事務を開始し、又は変更した後に、登録簿への登録又は変更をすることができる。
- 5 実施機関は、第1項及び前2項の規定により登録簿への登録又は廃止若しくは変更をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
(登録簿の閲覧)

第13条 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報の開示請求)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報(第12条第2項に規定する事務に係るものを除く。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合は、当該情報を開示しないことができる。
 - (1) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。前項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるもの
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(特定個人情報以外の個人情報にあつては、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認める情報
 - ウ 当該個人が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該地方公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、前号イに掲げる情報を除く。
 - (4) 犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由があるもの
 - (5) 実施機関の内部又は国若しくは他の地方公共団体相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

- (6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの
- ア 監査、検査、試験、評価又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、開示することにより、正確な事実の把握を困難にすること又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすることが明らかであるもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、開示することにより、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害することが明らかであるもの
 - ウ 人事管理に係る事務に関し、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことが明らかであるもの
- 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に前項の規定により開示しないことができる情報が記録されている場合において、開示しないことができる情報が記録されている部分を他の部分と容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分することができるときは、開示しないことができる情報が記録されている部分を除いて開示しなければならない。
- 5 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
- 6 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求することができる。
- (1) 死者の代理人であつた者
 - (2) 相続人（財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。）
 - (3) 死者の配偶者等であつた者（診療録等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。）
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で開示請求を認めた者（個人情報の訂正請求）
- 第15条 何人も、自己の個人情報について事実と誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己の個人情報の訂正（削除を含む。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 2 前項の規定による個人情報の削除の請求は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときに行うことができる。
- (1) 第5条、第6条又は第7条第1項の規定に違反して個人情報を収集したとき。
 - (2) 第8条第1項、第2項及び第3項の規定に違反して個人情報の目的外利用をしたとき。
 - (3) 番号法第20条の規定に違反して特定個人情報を収集したとき。
 - (4) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に特定個人情報を記録したとき。
- 3 前条第2項の規定は、訂正請求について準用する。
（個人情報の利用又は提供の中止請求）
- 第16条 何人も、実施機関が次の各号のいずれかに該当したときは、当該実施機関に対し、利用又は提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。
- (1) 第5条、第6条又は第7条第1項の規定に違反して個人情報を収集している、又はしようとしているとき。
 - (2) 第8条第1項、第2項及び第3項の規定に違反して個人情報の目的外利用をしている、又はしようとしているとき。
 - (3) 第8条第1項、第2項及び第3項又は番号法第19条の規定に違反して個人情報又は特定個人情報の外部提供をしている、又はしようとしているとき。
 - (4) 番号法第20条の規定に違反して特定個人情報を収集し、又はしようとしているとき。
 - (5) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報を記録している、又はしようとしているとき。
- 2 第14条第2項の規定は、中止請求について準用する。
- 3 実施機関は、中止請求があつたときは、第18条第1項の規定による決定をするまでの間（同条

第3項の規定により決定を延長した期間を含む。) 、当該個人情報の利用又は提供を一時中止しなければならない。ただし、一時中止によって実施機関の正当な職務遂行に著しい支障を生ずるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の適用除外)

第16条の2 情報提供等記録については、前条の規定は適用しない。

(開示請求等の手続)

第17条 開示請求、訂正請求又は中止請求(以下「開示請求等」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求等をする者及び代理人(代理人による請求の場合に限る。)の氏名及び住所
 - (2) 開示請求等に係る個人情報の内容
 - (3) 訂正請求又は中止請求の理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求等をする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求等に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提示又は提出しなければならない。
- 3 訂正請求をする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求等をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。(開示請求等に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求等があったときは、当該開示請求等があった日の翌日から起算して、開示請求の場合は15日以内に、訂正請求又は中止請求の場合は30日以内に当該開示請求等を認めるかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を記載した書面により、請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず当該開示請求等があった日の翌日から起算して30日を限度として決定をする期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、第1項の期間内に決定をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により当該開示請求等を認めないこととする決定(第14条第4項の規定により、個人情報の一部を開示しないこととする決定を含む。)をしたときは、第2項の規定による書面にその理由を記載しなければならない。

(事案の移送)

第19条 実施機関は、開示請求等に係る個人情報(以下「個人情報」という。)が他の実施機関により作成又は収集されたものであるとき、又は他の実施機関において前条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関に事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求等について前条第1項の決定をしなければならない。この場合において移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

(意見書の提出機会の付与等)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報(以下「個人情報」という。)に第7条第1項各号(第3号を除く。)の規定により情報を提供した者並びに国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、第18条第1項の決定をするにあたって、当該個人情報に係る第三者に対し、開示請求があった旨を通知して意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示請求を認める決定をするときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも30日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、決定後直ちに、当該意見書（第23条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示請求を認める決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示等の実施）

第21条 個人情報の開示は、実施機関が第18条第2項の規定により書面で通知した日時及び場所において行うものとする。この場合において、請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示又は提出しなければならない。

2 個人情報の開示は、閲覧（文書、図面若しくは写真の閲覧又はフィルム、磁気テープ、磁気若しくは光ディスクその他これらに類する媒体に記録されている個人情報を印字装置により紙等に出力したものの閲覧をいう。以下この項において同じ。）又は写し（閲覧に供することのできる状態にあるものに限る。以下同じ。）の交付により行うものとする。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されたものを直接開示することにより、当該個人情報が記録されたものの保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録されたものの写しにより開示することができる。

4 実施機関は、第18条第1項の規定により訂正（情報提供等記録の訂正を除く。）又は利用若しくは提供の中止の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正又は利用若しくは提供の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者及び利用している者又は提供を受けている者に対し通知しなければならない。

5 情報提供等記録の訂正をした場合には、実施機関は、その旨を請求者並びに、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

（手数料等）

第22条 この条例の規定により個人情報の開示、訂正又は利用若しくは提供の中止に要する手数料は、無料とする。

2 前条第2項の規定により個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求があった場合の措置）

第23条 実施機関は、開示請求等に対する実施機関の処分又は不作為について審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号。第26条において「情報公開条例」という。）第18条第1項の規定により設置する寒河江市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る開示請求等の全部を認めることとする場合（当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2） 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第24条 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示請求を認める決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示請求等に対する決定（審査請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(運用状況の公表)

第25条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について、市民に公表しなければならない。

(他の制度との調整)

第26条 個人情報の開示、訂正又は利用若しくは提供の中止の手続が他の法令等に定められている場合には、当該法令等の定めるところによる。ただし、自己の個人情報の開示請求については、情報公開条例は適用しない。

2 特定個人情報については、他の法令等に個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

3 この条例は、第1項に規定するもののほか、実施機関が図書館その他の市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、保有している個人情報については、適用しない。

(罰則)

第27条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに個人情報を提供したとき、又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第28条 受託者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、受託者に対して前条の罰金刑を科する。

第29条 偽りその他不正の手段により、第18条第1項の開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。ただし、第27条から第29条までの規定は、平成17年12月1日から施行する。

(適用)

2 この条例に基づく開示請求等は、施行日において、現に実施機関が行っている個人情報を取り扱う事務に係るもの及び施行日後に実施機関が行う個人情報を取り扱う事務に係るものについて適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報を取り扱う事務に係る第12条の登録については、同条第1項中「個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を検索することができるように体系的に構成した個人情報を利用する事務に限る。以下同じ。）を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「現に行っている個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を検索することができるように体系的に構成した個人情報を利用する事務に限る。以下同じ。）については」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、利用及び提供については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(寒河江市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

5 寒河江市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例（昭和57年市条例第27号）は、廃止する。

（寒河江市手数料条例の一部改正）

6 寒河江市手数料条例（平成12年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	4	情報公開	情報公開に関する写しの交付	1枚につき	10円	」
を						
「	4	情報公開・個人情報保護	情報公開に関する写しの交付	1枚につき	10円	」
			個人情報の写しの交付	1枚につき	10円	

に改める。

附 則（平成22年6月23日条例第21号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日条例第23号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中第8条の改正規定 平成28年1月1日

（2）第2条の規定 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日

附 則（平成28年3月18日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第3号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。